

お知らせ

## 4月から国民健康保険の税率を改正しました

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014 (資格の異動に関すること)  
 税務課 ☎73-3006 (保険税の課税に関すること)

平成30年度 国民健康保険税率

区分	算定の基礎	( )内は、改正前		
		医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40歳~64歳)
所得割	加入者の前年中の合計 所得金額から基礎控除 (33万円)を差し引いた額	7.3% (7.0%)	2.2% (1.5%)	2.0% (1.5%)
資産割	加入者の本年度分の固 定資産税額 ※平成30年度から廃止	なし (21%)	なし (5%)	なし (4%)
均等割 (1人当たり)	世帯内の加入者数	28,000円 (26,000円)	7,000円 (6,000円)	7,000円 (6,000円)
平等割 (1世帯当たり)	加入世帯一律	26,000円 (26,000円)	7,000円 (6,000円)	7,000円 (6,000円)
最高限度額		58万円 (54万円)	19万円 (19万円)	16万円 (16万円)

医療費の増加や国保の都道府県化により、算定方法の見直しが必要となったため、4月1日に国民健康保険の税率を改正しました。国民健康保険制度を将来にわたって維持していくために必要な改正ですので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、会社の健康保険などに加入・離脱した人は、14日以内に必ず届け出をしてください。届け出により、国民健康保険の取得・喪失・資格変更に伴う異動を行います。健康課または各支所で手続きをしてください。

くらし

## 児童扶養手当制度のお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。次のいずれかに当てはまる児童を監護している母もしくは父または養育者に対して、その児童が18歳になった後最初の3月31日(ただし一定以上の障がいがある場合は20歳未満)まで支給されます。

### 支給対象

- ・父母が離婚した後、どちらか一方のみ生計を同じくしている児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母の申し立てにより保護命令を受けた児童
- ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

### 手当が支給されない場合

- ・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき
- ・児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育者が日本国内に住んでいないとき

### 児童扶養手当額 (月額)

4月分から手当額が変更になりました。

	1人目	2人目加算	3人目以降加算
全部支給	42,500円	10,040円	6,020円
一部支給	42,490円 ~10,030円	10,030円 ~5,020円	6,010円 ~3,010円

※一部支給額は、所得により10円単位で減額されます。  
 ※所得により手当の全部が支給停止される場合があります。

・父または母が婚姻しているとき(事実婚を含む)  
 ・平成15年4月1日以前に支給要件に該当してから5年を経過しているとき(母子家庭の場合のみ該当)



くらし

## 飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

- 犬や猫の不必要な繁殖の防止と殺処分の減少を図るため、飼い犬または飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。
- 要件**
- ① 市内に住所を有し、かつ市内で犬または猫を飼っていること
  - ② 県内の動物病院で平成30年4月以降に不妊・去勢手術を受けていること
  - ③ 犬の場合は、登録済みで補助金の申請をする日以前1年以内に狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けていること
  - ④ 市税を滞納していないこと
  - ⑤ 手術の終了した日の属する年度内の申請であること
- ※第一種動物取扱業者が営利目的で飼養している場合は対象外です。
- 補助金額**
- 犬または猫1匹につき、3,000円  
 ※当該年度において、1世帯につき、犬または猫のいずれか1匹まで  
 手続きに必要なもの
- ・補助金交付申請書および請求書
  - ・領収書(不妊・去勢手術費であることを証明するもので、手術日の記載があるもの)
  - ・印鑑
  - ・申請する人の通帳
  - ・犬の場合、登録番号および狂犬病予防注射済票番号
- ※補助金交付申請書および請求書は、環境衛生課または各支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。



くらし

## 金属ごみ・有害ごみを収集します

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

### 収集日

5月30日(水)  
 ※午前8時までに出してください。

### 収集場所

自治会ごみステーション

### 収集品目と出し方

- ① 乾電池
- ② 蛍光灯・電球
- ③ 水銀体温計・水銀温度計
- ④ 使い捨てライター
- ⑤ 金属ごみ(やかん、鍋、フライパン、傘の骨など家庭用金属製品)

5つの品目ごとに分けて、キャリーに入れて出してください。

### 注意事項

- ・50cm以上のものは「粗大ごみ」になります。
- ・傘は骨以外のビニールや布を取り除いてください。
- ・事務所・商店・農業などの事業活動に伴うごみは回収できません。

※持ち込み場所(市役所・各支所)でも毎月2回、回収しています(第2・4日曜日、午前7時~9時)。

